

平成22年6月30日
農林中央金庫

「約定集」の改正についてのお知らせ

弊金庫におきましては、このたび、約定集の全面的な見直しを行い、改正しましたことのお知らせします。

なお、印刷した形式の新しい「約定集」をご希望のお客さまは、弊金庫の債券総合口座（普通）預金の窓口にお申し付けください。

以上

約定集

農林債保護預り約定（リツノー）	(1P)
農林債（利子一括払）保護預り約定（リツノーワイド）	(3P)
農林債保護預り運用約定	(7P)
債券総合口座取引規定	(9P)
普通預金（一般個人向け）規定	(18P)
別段預金（債券口）約定	(24P)
国債等保護預り規定兼振替決済口座管理規定	(28P)
国債等保護預り・振替決済口座運用約定	(36P)

農林債保護預り約定（リツノー）

1.（債券の保護預り）

- (1) お手持ちの農林債（リツノー）をお預け入れの際は、当金庫所定の依頼書に記名押印のうえ、お取引証とともにご提出ください。
- (2) 当金庫でお買上げと同時に保護預りを依頼された農林債は、当金庫で券面金額の種類を選び、これをお預りいたします。

この場合当金庫は、他の預け主の同銘柄の債券と区別することなく、大券により混蔵して保管できるものとします。

2.（お取引内容、残高通知）

- (1) 当金庫が農林債を保護預りしていることの証明書が必要な場合は、当金庫所定の保護預り債券残高証明依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。
- (2) 残高の明細については、定期的に発行する「保護預り債券・預金残高のお知らせ」によりお知らせします。

3.（届出事項の変更、お取引証の再発行等）

- (1) お取引証や届出の印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫に届出のうえ、所定の手続をおとりください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) お取引証を失った場合のお取引証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (印鑑照合)

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (公示催告等)

当金庫でお買上げと同時に保護預りを依頼された農林債を除き、保護預り中の農林債について公示催告等があり損害を生ずることがありましても、当金庫はその責任を負いません。

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 保護預り中の農林債、この取引約定上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびお取引証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

8. (解任)

保護預りの解任をするときは、当金庫所定の貯蓄コース解任通知書に届出の印章により記名押印して、お取引証とともにご提出ください。

9. (通知等)

届出のあった氏名(名称)、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (規定の改正)

この取引約定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のあるお客さまにも適用されます。

以 上
農林中央金庫

農林債（利子一括払）保護預り約定（リツノーワイド）

1.（取引の範囲および受入れ）

- (1) 農林債（利子一括払）（以下「リツノーワイド」という。）の保護預り取引は、当金庫でリツノーワイドをお買上げと同時に保護預りするものに限りお取り扱いします。
- (2) お預りするリツノーワイドの券面金額の種類は、当金庫で選び、これをお預りします。
この場合当金庫は、他の預け主の同銘柄の債券と区別することなく、大券により混蔵して保管できるものとします。

2.（払出し）

お預りしたリツノーワイドの払出しはいたしません。

3.（償還，利払い）

お預りしたリツノーワイドの償還期日・利払期日が到来したときは、ご指定の貯蓄コースによりお取り扱いします。

4.（買取り）

お預りしたリツノーワイドの買取りを請求する場合は、当金庫所定の用紙に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ、お取引証とともにご提出ください。当金庫所定の計算により買取り、お支払いします。

5.（お取引内容，残高通知）

- (1) 当金庫が農林債を保護預りしていることの証明書が必要な場合は、当金庫所定の保護預り債券残高証明依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。
- (2) 残高の明細については、定期的に発行する「保護預り債券・預金残高のお知らせ」によりお知らせします。

6.（届出事項の変更，お取引証の再発行等）

- (1) お取引証や届出の印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫に届出のうえ、所定の手続をおとりください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) お取引証を失った場合のお取引証の再発行、または届出の印章を失った場合のリツノーワイドの買い取りは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入の禁止)

- (1) 保護預り中の農林債、この取引約定上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびお取引証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (解任)

- (1) 保護預りの解任をするときは、当金庫所定の貯蓄コース解任通知書に届出の印章により記名押印して、お取引証とともにご提出ください。
- (2) 保護預りの解任に際しては、保護預り中の当該債券すべての買取請求があったものとして取り扱います。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 2. (保険事故発生時における債券所有者からの相殺)

- (1) リツノーワイドは、償還日が未到来であっても、当金庫に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、このリツノーワイドが「債券総合口座取引規定」第7条第3項により貸越金の担保となっている場合および債券所有者の当金庫に対する債務を担保するため、または第三者の当金庫に対する債務で債券所有者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、お取引証は直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、当金庫の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議をのべ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① リツノーワイドは、計算期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、当金庫所定の計算により買取り、その取得金をもって、借入金等の債務の弁済の充当にあてるものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率または料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3. (規定の改正)

この取引約定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引

から適用するものとします。また、改正後の規定は、すで取引のあるお客さまにも適用されます。

以 上
農林中央金庫

農林債保護預り運用約定

この約定には、次の貯蓄コース別の運用方法の取扱いを定めております。

コース区分	貯蓄コース名	コース番号
自動継続（同額）コース	リツノー 同額コース	12
	リツノーワイド 同額コース	22
自動継続（増額）コース	リツノーワイド 増額コース	24
普通コース	リツノー 普通コース	11

〔リツノー同額コース〕

1.（平成 18 年 4 月 12 日以降の取扱い）

平成 18 年 4 月 12 日以降に満期をむかえる償還元金・利息については、当金庫の同一本人名義の預金口座（「債券総合口座預金」（または「別段預金（債券口）」、「普通預金」，「当座預金」の順序）に入金します。

〔リツノーワイド同額コース〕

1.（平成 18 年 4 月 12 日以降の取扱い）

平成 18 年 4 月 12 日以降に満期をむかえる償還元金・利息については、当金庫の同一本人名義の預金口座（「債券総合口座預金」（または「別段預金（債券口）」，「普通預金」，「当座預金」の順序）に入金します。

〔リツノーワイド増額コース〕

1.（平成 18 年 4 月 12 日以降の取扱い）

平成 18 年 4 月 12 日以降に満期をむかえる償還元金・利息については、当金庫の同一本人名義の預金口座（「債券総合口座預金」（または「別段預金（債券口）」，「普通預金」，「当座預金」の順序）に入金します。

〔リツノー普通コース〕

1.（平成 18 年 4 月 12 日以降の取扱い）

平成 18 年 4 月 12 日以降に満期をむかえる償還元金・利息については、当金庫の同一本人名義の預金口座（「債券総合口座預金」（または「別段預金（債券口）」、「普通預金」，「当座預金」の順序）に入金します。

【その他】

1.（規定の改正）

この取引約定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のあるお客さまにも適用されます。

以 上
農林中央金庫

債券総合口座取引規定

1. (債券総合口座取引)

- (1) 債券総合口座では、次の各号の取引（以下「この取引」という。）をすることができます。
- ① 債券総合口座預金
 - ② 保護預り農林債を担保とする当座貸越
- (2) 前項第2号の当座貸越取引は、次の貯蓄コースで保護預りしているリツノーおよびリツノーワイド（以下「保護預り債券」という。）を担保として、債券総合口座預金を利用して行う場合にのみ可能となります。
- ① リツノー同額コース
 - ② リツノーワイド同額コース
 - ③ リツノーワイド増額コース

2. (取扱店の範囲)

債券総合口座預金は取引店で預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した債券総合口座預金の払戻しを含む。）ができます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座にお預け入れの際は通帳を提出してください。
- (2) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。
- (3) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (5) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額により取り扱います。
- (6) 証券類の取立のためとくに費用を要するときは、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。この場合、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預金の元帳から引き落とし、その証券類を取引店で返却します。
- (3) 前項の場合、あらかじめ書類による依頼を受けたものにより、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し)

- (1) 債券総合口座預金の払戻しをするときは、当金庫所定の請求書に届出の印章により記名押印のうえ、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項(1)の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料等の自動支払いをするときは、当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

7. (当座貸越)

- (1) 債券総合口座預金について、その残高をこえて払戻しの請求があった場合には、当金庫は保護預り債券を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、債券総合口座預金に入金のうえ払い戻しします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は保護預り債券のリツノー およびリツノーワイド額面合計額の 90%の総合計額または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) この取引の担保債券および保護預り払戻請求権には貸越金の担保として次の金額を限度に質権が設定されます。

リツノーおよびリツノーワイドを担保とする場合 223 万円

なお、保護預り債券が数回号ある場合には、その貸越利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には、当金庫所定の順序に従い担保とします。

- (4) 第 1 項による貸越金の残高がある場合には、債券総合口座預金に受け入れまたは振り込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率

に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。

- (5) 貸越金の担保となっている保護預り債券について償還または払戻しがあった場合には、償還または払戻しにかかる保護預り債券を除外して残りの保護預り債券につき、第2項に規定する極度額を算定しなおし、第3項と同様の方法により貸越金の担保とします。

この場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (預金利息、貸越金利息等)

- (1) 債券総合口座預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。
- (2) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に計算のうえ債券総合口座預金から引き落としまたは貸越元金に組み入れます。この場合、貸越利率は店頭掲示の貸越利率表記載の利率（年365日の日割計算）とします。
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の債券の全額について解約等があった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (3) 第1項および第2項の各利率は金融情勢等の変化により変更することがあります。
- (4) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や届出の印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (2) 前項(1)の印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳や届出の印章を失った場合の債券総合口座預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名（名称）、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合に、当金庫は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13.（即時支払）

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 貸越金の担保となっている債券または保護預り払戻請求権について（仮）差押の命令、通知が発送されたとき

- ③ 相続の開始があったとき
 - ④ 極度額をこえたまま 6 カ月を経過したとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
 - ⑥ 次条第 2 項または第 3 項により、当金庫がこの取引を終了するとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 16 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この預金の預金者が、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前記 A から E に準ずる者
 - ③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次の A から E までのいずれ

かに該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前記 A から D に準ずる行為

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。

1 5. (差引計算)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は貸越元利金等と保護預り債券元利金とをその償還期日前でも相殺できるものとします。
- (2) 前項の相殺ができる場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、保護預り債券を一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって処分の上その取得金から諸費用を差し引いた残額をもって債務の弁済にあて、またはこれを当金庫所定の方法により評価額を算定のうえ、債務の全部もしくは一部の弁済に代えて取得します。
- (3) 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、この期間は計算実行の日までとします。
- (4) 前3項によって、なお残債務がある場合には直ちに支払ってください。

1 6. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金約定上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

17. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫「農林債保護預り約定（リツノー）」「農林債（利子一括払）保護預り約定（リツノーワイド）」「農林債保護預り運用約定」および「国債等保護預り・振替決済口座運用約定」により取り扱います。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、または第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫指定の払戻請求書に届出印を押印してこの通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、当金庫の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議をのべ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率または料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の改正)

この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引

から適用するものとします。

また，改正後の規定は，すでに取引のある預金者にも適用されます。

以 上
農林中央金庫

普通預金（一般個人向け）規定

1.（取扱店の範囲）

この預金は取引店で預入れまたは払戻しができます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座にお預け入れの際は通帳を提出してください。
- (2) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。
- (3) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (5) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額により取り扱います。
- (6) 証券類の取立のためとくに費用を要するときは、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。この場合、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預金の元帳から引き落とし、その証券類を取引店で返却します。
- (3) 前項の場合、あらかじめ書類による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

5.（預金の払戻し）

- (1) この預金の払戻しをするときは、当金庫所定の請求書に届出の印章により記名押印のうえ、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項(1)の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限

を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (3) この預金口座から国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料等の自動支払いをするときは、当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでにこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や届出の印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (2) 前項(1)の印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳や届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名（名称）、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第 1 項および第 2 項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 第 1 項から第 3 項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

- (5) 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次

- のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 1. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ取引店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② この預金の預金者が、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合
 A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業
 E 総会屋等，社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 F その他前記 A から E に準ずる者
- ③ この預金の預金者が，自らまたは第三者を利用して，次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合
 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 C 取引に関して，脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為
 D 風説を流布し，偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し，または当金庫の業務を妨害する行為
 E その他前記 A から D に準ずる行為
- (4) この預金が，当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく，残高が一定の金額を超えることがない場合には，当金庫はこの預金取引を停止し，または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し，この取引を終了することができるものとします。また，法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により，この預金口座が解約され残高がある場合，またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には，通帳と届出の印章を持参のうえ，取引店に申し出てください。この場合，当金庫は相当の期間をおき，必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

1 2. (譲渡，質入れの禁止)

- (1) この預金，預金約定上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は，譲渡，質入れその他第三者の権利を設定すること，または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には，当金庫所定の書式により行います。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は，当金庫に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には，相殺することができます。なお，この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため，または第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には，次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫指定の払戻請求書に届出印を押印してこの通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、当金庫の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議をのべ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率または料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の改正)

この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。

以 上
農林中央金庫

別段預金（債券口）約定

1.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座にお預け入れの際は通帳を提出してください。
- (2) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。
- (3) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (5) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額により取り扱います。
- (6) 証券類の取立のためとくに費用を要するときは、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。この場合、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預金の元帳から引き落とし、その証券類を当店で返却します。
- (3) 前項の場合、あらかじめ書類による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

3.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の請求書に届出の印章により記名押印のうえ、通帳とともに提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

4. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に、当金庫所定の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。ただし、利率は金利情勢の変化により変更することがあります。

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や届出の印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫に届出のうえ、所定の手続をおとりください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳を失った場合の通帳の再発行や預金口座の解約、または届出の印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名（名称）、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第 1 項および第 2 項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 第 1 項から第 3 項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

- (5) 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、または第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、当金庫の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議をのべ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率または料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を

適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (規定の改正)

この取引約定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。

以 上
農林中央金庫

国債等保護預り規定兼振替決済口座管理規定

1. (趣旨)

- (1) この規定は、お客様から当金庫が次に掲げる証券（以下「国債証券等」という。）をお預りし、またはお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」という。）にかかる口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
 - ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 政府保証債証券
- (2) 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、または振決国債にかかる口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
- (3) この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

2. (保護預り証券の保管方法および保管場所)

当金庫は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」という。）できるものとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

3. (混蔵保管に関する同意事項)

前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

4. (振替決済口座)

- (1) 振込国債にかかるお客様の口座（以下「振替決済口座」という。）は、社振法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- (3) 当金庫はお客様が振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

5.（保護預り口座または振替決済口座の開設）

- (1) 国債証券等については、当金庫に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当金庫所定の取引申込書等をご提出ください。
- (2) 当金庫は、お客様から取引申込書等による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 取引申込書等に押印された印影および記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。
- (4) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、社振法その他の関連法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

6.（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様または当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

7.（手数料）

- (1) この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」という。）は、当金庫所定の手数料一覧表記載の料率と計算方法により毎年3月末日までの1年分を毎年4月の当金庫所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」という。）から普通預金通帳および同払戻請求書、債券総合口座通帳および同払戻請求書、お取引証および別段預金払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により充当します。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に口座の解約があった場合または償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約月または残高がなくなった月までの手数料を月割計算によりお支

払ってください。この場合解約日または残高がなくなった日の属する月は1ヵ月として計算します。

- (4) 当金庫は指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第14条により当金庫が受け取る振替債等の償還金（第13条の規定に基づき決定された償還金を含む。以下同じ。）、利金または買取り代金等（以下「償還金等」という。）から手数料に充当することができるものとします。

8.（預入れおよび返還）

- (1) 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届けた代理人（以下「お客様等」という。）が当金庫所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、お取引証とともにご提出ください。
- (2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続により、保護預り証券をお引き取りください。
- (3) 利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4) 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

9.（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他日本銀行が定めるもの
 - ③ 振込国債の償還期日または利金支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- (2) 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額および増額の記載または記録がされるべき振込国債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- (3) 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなけ

ればなりません。

- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 振込国債の全部または一部を振替えるときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
- (6) 当金庫に振込国債の買取を請求される場合、前項の手続をまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取扱います。

10.（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の依頼書によりお申し込みください。

11.（質権の設定）

お客様の振込国債について、質権を設定される場合は、当金庫が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続による振替処理により行います。

12.（保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続をまたずに保護預り証券の返還の請求が、または社振法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当金庫がお客様にかわって手続させていただきます。

- ① 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当金庫が第14条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利金の支払）を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

13.（抽選償還）

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。

14.（償還金等の受入れ等）

- (1) 振替債等の元金または利金の支払があるときは、当金庫がお客様に代ってこれを受

領し、指定口座に入金します。

- (2) 振替決済口座に記載または記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除く。）の元金および利金の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当金庫がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。
- (3) 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除く。）の利金の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当金庫に預金口座を開設している他のお客様に配分することができます。

1 5. (連絡事項)

- (1) 当金庫は、振替債等について、次の事項をご通知します。
 - ① 残高照合のための報告
 - ② 第13条により被償還者に決定したお客様には、その旨および償還額
- (2) 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

1 6. (届出事項の変更)

- (1) お取引証や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。
- (2) 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続を完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振決国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

1 7. (当金庫の連帯保証義務)

日本銀行が、社振法等に基づき、お客様（社振法第11条第2項に定める加入者に限る。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、

当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債，分離元本振込国債または分離利息振込国債を除く。）の振替手続を行った際，日本銀行において，誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず，社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の元金および利金の支払をする業務
- ② 分離適格振込国債，分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際，日本銀行において，誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず，社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利金の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の利金の支払をする義務
- ③ その他，日本銀行において，社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

18.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により，補助・保佐・後見が開始された場合には，直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により，任意後見監督人の選任がなされた場合には，直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合，または任意後見監督人の選任がなされている場合にも，前2項と同様に，直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に，直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については，当金庫は責任を負いません。

19.（解約等）

- (1) この契約は，お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは，その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ，解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してお取引証とともにご提出し，保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお，お取引証や印章を失った場合の解約は，このほか第16条に準じて取り扱います。
- (2) 前項にかかわらず，振替債等の利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業

日までの間は、この契約の解約をすることはできません。

- (3) 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様が手数料を支払わないとき
 - ② お客様について相続の開始があったとき
 - ③ お客様等がこの規定に違反したとき
 - ④ お客様が第24条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
 - ⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申出たとき
- (5) 前項による振替債等の引取りまたは振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引き取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第7条第3項にもとづく手数料もあわせてお支払いください。
- (6) 当金庫は前項の遅延損害金および手数料を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

20. (緊急措置)

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

21. (公示催告等の調査)

当金庫は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務を負いません。

22. (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)

この契約によるお客様の保護預りに関する権利およびお取引証は、譲渡または質入れすることはできません。

23. (免責事項)

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害

- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第20条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

2 4. (規定の変更)

この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。

この規定を変更する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて変更内容を告知することとし、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

2 5. (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当金庫がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座にかかるお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

以 上
農林中央金庫

国債等保護預り・振替決済口座運用約定

この約定には、次の貯蓄コースの運用方法の取扱いを定めております。

コース区分	貯蓄コース名	コース番号
普通コース	公共債普通コース	41

〔公共債普通コース〕

- このコースは、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債証券）の償還金および利息をご指定の口座に入金する貯蓄です。
- 償還期日または利払期日が休日の場合は、償還金または利息のお支払は翌営業日となります。

1.（利息のお支払）

このコースの国債証券等について利払期日が到来したときは、その利息を貯蓄コース申込書記載のご指定の口座に入金します。

2.（償還金のお支払）

このコースの国債証券等について償還期日が到来したときは、その償還金を貯蓄コース申込書記載のご指定の口座に入金します。

3.（規定の改正）

この取引約定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のあるお客さまにも適用されます。

以 上
農林中央金庫